

議案第12号

西海市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

西海市中小企業振興条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市中小企業振興条例の一部を改正する条例

第1条 西海市中小企業振興条例（平成29年西海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第25項」を「第2条第33項」に改める。

別表第1 特定創業支援事業者奨励金の項交付の要件の欄中「証明書」の次に「（当該証明書の交付日が令和8年9月30日までのものに限る。）」を加え、同項交付額の欄中「50万円」を「30万円」に改める。

別表第2 販路拡大補助金の項を削る。

第2条 西海市中小企業振興条例の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1 特定創業支援事業者奨励金の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2条第3号の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和9年4月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の西海市中小企業振興条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定に基づき特定創業支援事業者奨励金の交付を受けようとする者で令和8年5月30日までに特定創業支援等事業の証明書の交付を受けているものに係る特定創業支援事業者奨励金の交付の要件及び交付額の規定の適用については、第1条改正後条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の西海市中小企業振興条例（以下「第1条改正前条例」という。）の規定により販路拡大補助金の交付を受けた者については、第1条改正前条例第11条及び第12条の規定は、附則第1項（ただし書を除く。）の規定による施行の日以後もなおその効力を有するものとし、改正後条例の規定にかかわらず、これらの規定を適用する。
- 4 第2条の規定による改正前の西海市中小企業振興条例（以下「第2条改正前条例」という。）の規定により特定創業支援事業者奨励金の交付を受けた者については、第2条改正前条例第10条の規定は、附則第1項第2号の規定による施行の日以後もなおその効力を有するものとし、第2条の規定による改正後の西海市中小企業振興条例の規定にかかわらず、第2条改正前条例第10条の規定を適用する。

新旧対照表

西海市中小企業振興条例の一部を改正する条例

第1条 西海市中小企業振興条例の一部改正

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>西海市中小企業振興条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年7月12日 西海市条例第20号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 特定創業支援事業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号) <u>第2条第33項</u>に規定する事業を行う者をいう。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>第3条～第14条 (略)</p> | <p>西海市中小企業振興条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年7月12日 西海市条例第20号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 特定創業支援事業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号) <u>第2条第25項</u>に規定する事業を行う者をいう。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>第3条～第14条 (略)</p> |

| 別表第1 (第4条関係) | | | | 別表第1 (第4条関係) | | | |
|--------------|--|--|--------------------------|--------------|--|--|--------------------------|
| 種類 | 交付対象者 | 交付の要件 | 交付額 | 種類 | 交付対象者 | 交付の要件 | 交付額 |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 特定創業支援事業者奨励金 | 中小企業者、小規模企業者 その他市長が特に西海市の経済の発展に寄与すると認める事業で、公害発生及び公序良俗に反するおそれのない事業を行う者 | 新設を行う事業者で、市が発行する特定創業支援事業の支援を受けたことの証明書(当該証明書の交付日が令和8年9月30日までのものに限る。)を有し、かつ、操業後2年経過していること。 | 1事業者当たり <u>30万円</u> とする。 | 特定創業支援事業者奨励金 | 中小企業者、小規模企業者 その他市長が特に西海市の経済の発展に寄与すると認める事業で、公害発生及び公序良俗に反するおそれのない事業を行う者 | 新設を行う事業者で、市が発行する特定創業支援事業の支援を受けたことの証明書を有し、かつ、操業後2年経過していること。 | 1事業者当たり <u>50万円</u> とする。 |

| 新 | | | | 旧 | | | |
|--------------|-------|-------|-----|--------------|---|---|---|
| 別表第2 (第5条関係) | | | | 別表第2 (第5条関係) | | | |
| 種類 | 交付対象者 | 交付の要件 | 交付額 | 種類 | 交付対象者 | 交付の要件 | 交付額 |
| 【削除】 | | | | 販路拡大補助金 | 西海市内の中小企業者、小規模企業者その他市長が特に西海市の経済の発展に寄与すると認める事業で、公害発生及び公序良俗に反するおそれのない事業を行う者 | 新商品若しくは新技術の研究開発又は地場商品の販路拡大を図るために必要な謝金、旅費、委託費、運搬費、会場使用料、宣伝費、その他市長が必要と認めるもの | 1事業当たり対象経費の1/2以内とし、10万円を限度とする。ただし、補助金の交付申請があった年度内に2回まで交付することができる。 |
| (略) | | | | (略) | | | |

第2条 西海市中小企業振興条例の一部改正

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>西海市中小企業振興条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年7月12日 西海市条例第20号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 設置 事業所を建設し、購入し、又は借り上げることをいう。</p> <p>(4) 新設 西海市内（以下「市内」という。）に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する者が既存の事業所と異なる業種の事業所を市内に新たに設置することをいう。</p> <p>(5) 増設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を拡張（設備投資を含む。）すること又は既存の事業所のほか同一業種の事業所を市内に新たに設置することをいう。</p> | <p>西海市中小企業振興条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年7月12日 西海市条例第20号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>特定創業支援事業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第33項に規定する事業を行う者をいう。</u></p> <p>(4) 設置 事業所を建設し、購入し、又は借り上げることをいう。</p> <p>(5) 新設 西海市内（以下「市内」という。）に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する者が既存の事業所と異なる業種の事業所を市内に新たに設置することをいう。</p> <p>(6) 増設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を拡張（設備投資を含む。）すること又は既存の事業所のほか同一業種の事業所を市内に新たに設置することをいう。</p> |

(6) 移設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を廃止し、市内の他の場所に新たに事業所を設置することをいう。

(7) 改修 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を改修することをいう。

(8) 投下固定資産総額 事業所の新設、増設又は移設に要する経費のうち、その事業の操業を開始した日（農業又は陸上養殖業にあっては、栽培、飼養、養殖その他の生産行為を開始した日。以下「操業日等」という。）までに土地、家屋及び償却資産の取得に要した経費の総額をいう。

(9) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で週所定労働時間が30時間以上の者をいう。

(10) 新規雇用従業員 操業日等前90日から操業日等後60日までの間に採用された従業員をいう。ただし、新設の場合は、操業日等前1年から操業日等後60日までに採用された従業員をいう。

第3条～第14条（略）

(7) 移設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を廃止し、市内の他の場所に新たに事業所を設置することをいう。

(8) 改修 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を改修することをいう。

(9) 投下固定資産総額 事業所の新設、増設又は移設に要する経費のうち、その事業の操業を開始した日（農業又は陸上養殖業にあっては、栽培、飼養、養殖その他の生産行為を開始した日。以下「操業日等」という。）までに土地、家屋及び償却資産の取得に要した経費の総額をいう。

(10) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で週所定労働時間が30時間以上の者をいう。

(11) 新規雇用従業員 操業日等前90日から操業日等後60日までの間に採用された従業員をいう。ただし、新設の場合は、操業日等前1年から操業日等後60日までに採用された従業員をいう。

第3条～第14条（略）

| 新 | | | | 旧 | | | |
|--------------|-------|-------|-----|--------------|--|--|---------------------|
| 別表第1 (第4条関係) | | | | 別表第1 (第4条関係) | | | |
| 種類 | 交付対象者 | 交付の要件 | 交付額 | 種類 | 交付対象者 | 交付の要件 | 交付額 |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 【削除】 | | | | 特定創業支援事業者奨励金 | 中小企業者、 小規模企業者 その他市長が 特に西海市の 経済の発展に 寄与すると認 める事業で、 公害発生及び 公序良俗に反 するおそれの ない事業を行 う者 | 新設を行う事業者 で、市が発行する 特定創業支援事業 の支援を受けたこ との証明書（当該 証明書の交付日が 令和8年9月30日 までのものに限 る。）を有し、か つ、操業後2年経 過していること。 | 1事業者当たり30万円 とする。 |
| 別表第2 (略) | | | | 別表第2 (略) | | | |

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第2条第3号の改正規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 令和9年4月1日(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の西海市中小企業振興条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定に基づき特定創業支援事業者奨励金の交付を受けようとする者で令和8年5月30日までに特定創業支援等事業の証明書の交付を受けているものに係る特定創業支援事業者奨励金の交付の要件及び交付額の規定の適用については、第1条改正後条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の西海市中小企業振興条例（以下「第1条改正前条例」という。）の規定により販路拡大補助金の交付を受けた者については、第1条改正前条例第11条及び第12条の規定は、附則第1項（ただし書を除く。）の規定による施行の日以後もなおその効力を有するものとし、改正後条例の規定にかかわらず、これらの規定を適用する。
- 4 第2条の規定による改正前の西海市中小企業振興条例（以下「第2条改正前条例」という。）の規定により特定創業支援事業者奨励金の交付を受けた者については、第2条改正前条例第10条の規定は、附則第1項第2号の規定による施行の日以後もなおその効力を有するものとし、第2条の規定による改正後の西海市中小企業振興条例の規定にかかわらず、第2条改正前条例第10条の規定を適用する。